生活にお困りの方のための相談窓口

があることをご存じですか？

仕事　**住まい**　**家計管理**　**子どもの学習**　等の

お困りごとを**サポート**します

相談無料　秘密厳守

生活のこと

- 事情があって収入が少ない
- お金がなく、生活に困っている
- 食べるものがない

仕事のこと

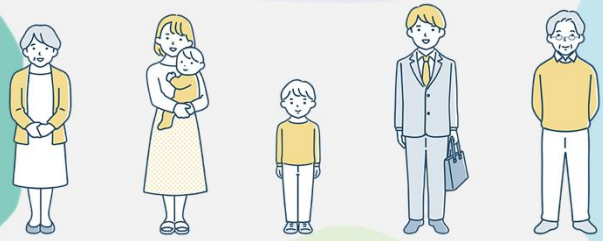
- 働きたいのに仕事がみつからない
- 仕事が長続きしない
- 仕事に就くことや、社会に出ることに不安がある

子どものこと

- お金に困っているけれど、子どもに勉強をさせてあげたい
- 成人し、自宅で過ごす子の社会参加のきっかけがほしい

お金のこと

- 借金があり家計のやりくりに困っている
- 料金が払えず電気などが止まった



家のこと

- 家賃を払えない
- 住むところがない

日々の生活のなかでの不安や、お困りごとをお聞かせください。
相談支援員が一緒に考え、解決へのお手伝いをします。
周りの方からの相談もお受けします。

お住まいの自治体	相談先の機関名	相談受付時間	電話番号
東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	尾張福祉相談センター (名古屋市中区三の丸2－6－1)	(月)～(金)9：45～16：30	052-961-1769
大治町、蟹江町、飛島村	海部福祉相談センター (津島市西柳原町1-14)	(月)～(金)9：00～16：00	0567-24-2135
阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多福祉相談センター (半田市出口町1丁目36番地)	(月)～(金)8：45～17：00	0569-84-3541
幸田町	社会福祉法人愛恵協会 (幸田町大字菱池字城山143番地1)	(月)～(金)8：30～17：15	080-7215-0776
設楽町、東栄町、豊根村	新城設楽福祉相談センター 地域福祉課設楽駐在 (設楽町田口字川原田6番地18)	(月)～(金)8：45～17：30	0536-63-0070

上記以外にお住まいの方は、それぞれの市の窓口にご相談ください。

左記の厚生労働省ウェブページから、お住まいの市区町村の相談窓口をご確認いただけます。

愛知県

生活困窮者自立支援制度の内容



自立相談支援事業　あなただけの支援プランを作成します

生活にお困りの方に対して、相談支援員が自立に向けた支援を行います。
あなただけの支援プランを作成し、必要なサービスの提案や繋ぎ、関係機関への同行支援や就労支援など、自立した生活ができるように寄り添います。
弁護士による法律相談や、緊急的な食料支援も行っています。



住居確保給付金　家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または 失うおそれの高い方に、就労に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。
生活の土台となる住居を確保した上で、就職に向けた支援を行います。
※収入預貯金の額に関する要件等を満たしている方が対象です。



就労準備支援事業　社会、就労への第一歩

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、仕事に対して不安がある方に6か月から１年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた支援や就労体験などの準備の場を提供します。



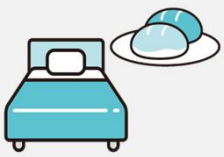
家計改善支援事業　家計の立て直しをアドバイス

自ら家計を管理できるように、専門家により家計状況の問題を整理し、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎなど、早期の生活再生を支援します。



子どもの学習・生活支援事業　子どもの明るい未来をサポート

小学生・中学生・高校生の学習支援を始め、日常的な生活習慣の改善を含めた居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、お子様と保護者の方に必要な支援を行います。
※実施地域はお問い合わせください 。
※定員枠など制限がありますので、事前にお問い合わせください。



一時生活支援事業　一時的に衣食住を提供します

住居を失った方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態の方に、一定期間、簡易な宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。
※収入預貯金の額に関する要件等を満たしている方が対象です。



まずは、お気軽に相談窓口までご連絡ください。

※病気や障がいなど理由があって相談窓口まで来られない場合は、相談支援員が訪問いたします。
※現在、生活保護を受けられている方は本制度の対象ではありません。